

第1編 全体計画

計画策定の趣旨やみどりの役割を示し、新潟市全域を対象に現況と課題を整理、みどりの将来像や基本方針、みどりの施策体系を示します。



第1章 計画の背景・位置づけ

(1) 計画策定の主旨

新潟市は「水の都」と呼ばれるように、豊かな水に恵まれた環境を持っています。私たちが暮らす越後平野は信濃川、阿賀野川を代表とする多くの河川によって育まれたものであり、多くの野鳥や水生生物が生息する福島潟・鳥屋野潟・佐潟の湖沼などとともに、私たちの生活に潤いや安らぎを与える重要な資源となっています。

一方、緑（樹林）に眼を向けると、角田山・多宝山やにいつ丘陵などの里山、海岸沿いの保安林などまとまった緑がみられますが、市域面積に対しての割合は非常に少ない状況です。これは、新潟市の大部分を占める広大な水田地帯がかつては“芦沼”と呼ばれた湿地帯であり、信濃川や阿賀野川が土砂を運び込み一大平野が形成された土地で、樹林の育成できる環境が少ない土地柄であったことに由来します。

私たちの先人たちは砂丘や河川の堤防上などのわずかな高みを生活の場とし、屋敷林や社寺林をつくり、また海岸沿いにあるには飛砂災害を防止するために松林（保安林）を整備するなど、樹林が成育しにくい環境の中で貴重な緑を保全・育成してきました。

この水と緑は、市民や来訪者に対して安らぎを提供するとともに、防災や新潟の自然に合った生態系の形成、さらには美しい景観の形成など様々な役割を持っています。

また、近年では自然環境への負荷軽減や環境保全に対する意識の高まりから、豊かな生活環境に対する水や緑のニーズが非常に高くなっています。

さらに、世界では地球的規模で様々な環境問題が顕在化しており、そのために様々な対策が進められています。未来の子供たちに豊かな自然を残し、伝えていくために、現在を生きる私たちの責務は非常に大きなものとなっています。

旧新潟市では、水と緑の資源を次の世代に引き継ぐために、平成10年に「新潟市緑の基本計画'98」を策定し、公園緑地を始めとした緑施策を進めてきました。

現在の新潟市は、平成17年の14市町村合併を経て、平成19年4月から本州日本海側初の政令市としてスタートを切りました。これに伴い新・新潟市総合計画や都市計画基本方針（P1-2都市構造総括図参照）が策定されるとともに、多様化した緑施策の基本的な考え方においても計画の整理・見直しが必要であり、様々な変化に対応して豊かな市民生活の実現や魅力に満ちた新潟市の形成を目指し、新たに「新潟しみどりの基本計画」を策定するものです。



都心部を流れる信濃川



広大な農地が広がる越後平野



凡例

商業業務地	山林・海岸林	都心周辺部	鉄道・駅	新潟市域
工業流通業務地	河川・潟・海	地域拠点	高速道路・IC	区界
住宅地	都心	生活拠点	放射道路網	
田園・集落地		機能別拠点	環状道路網	

0 1km 2km 5km 10km

図：新潟市 都市計画基本方針（都市計画マスタープラン）による都市づくりの方針（都市構造総括図）

(2) 計画策定の必要性・意義

1) 広域合併に伴う状況の変化

① 市域拡大による緑資源の多様化

角田山・多宝山やにいつ丘陵などの里山、日本海、信濃川・阿賀野川、福島潟・鳥屋野潟・佐潟などに代表される水辺環境、さらに広大な農地など、新潟市を取り巻くみどりの特徴が多様化したことにより、みどりの施策に関する基本的な考え方を整理する必要があります。

② 新・新潟市の目指す都市の方向性の明確化

「新・新潟市総合計画」では将来都市像として「大地と共に育つ、田園型拠点都市」、「安心と共に育つ、くらし快適都市」が掲げられています。また、「新潟市 都市計画基本方針（都市計画マスタープラン）」ではめざす都市のすがたとして「田園に包まれた多核連携型の都市」が掲げられています。

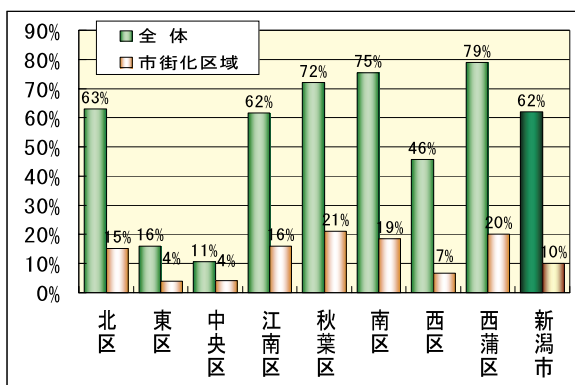
これら上位計画で新たに設定された将来都市像の実現を目指して、新たなみどりの施策を展開する必要があります。

2) まちの緑不足の改善

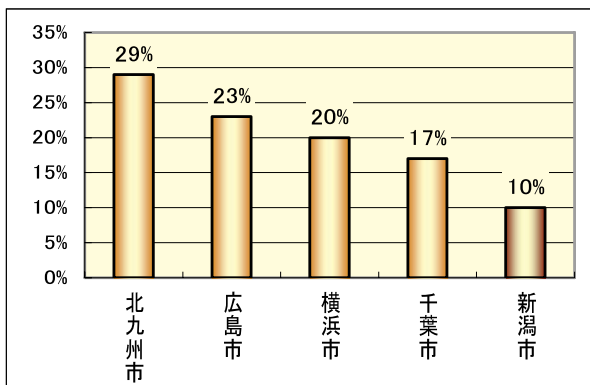
新潟市には広大な田園地帯を有するなど市全体では緑は豊富ですが、市街化区域及び用途地域に限定すると非常に緑が少ない状況です。平成18年度調査の緑被率（植生に覆われた面積比率）は10%であり、データ上確認できる他の政令市と比較しても低くなっています。

新潟市はこれまで、積極的に都市公園整備などの緑化推進に取り組んできました。これに伴う緑の創出については一定の成果が見られるものの、それを上回るスピードでまちの拡大による農地の減少や、まちの中の良好な樹林の減少などが進んでいる状況であり、まちの中の緑不足の改善が重要な課題となっています。

したがって、具体的な施策の立案や、区別の取組み方針の設定など、緑の少ないまちを中心とした緑の保全・創出、ならびに緑化の推進を強化する必要があります。



資料) 公園水辺課「H18年度 緑被率調査」より
図: 緑被率の行政区域別の比較



注1) 緑被率を算出し公表している政令市
(5市): 千葉市、横浜市、広島市、北九州市、新潟市
注2) みどり率を算出し公表している政令市 (P 1-17 参照)
(8市): 札幌市、仙台市、さいたま市、名古屋市、京都市、神戸市、福岡市、新潟市
注3) 比較対象となるデータのない政令市
(5市): 川崎市、静岡市、浜松市、大阪市、堺市
資料) 国土交通省「都市緑化施策の実績調査 (H20年3月)」より
図: 政令市の市街化区域の緑被率

※ 緑被率: 総面積に対して草木など「植生」に覆われた面積割合
みどり率: 総面積に対して「植生」及び「水面」に覆われた面積割合

3) みどりに関する社会背景の変化

① 緑に対するニーズの高まり

ゆとりある暮らしの追及、環境意識の高まりなど、みどり豊かな環境へのニーズが高まっています。

② 緑の施策に関する法の整備・拡充

上記のような緑に対するニーズなどを背景に「都市緑地法」が改正（平成16年度）され、より総合的・実効的に緑の施策を推進することが可能となりました。

公園整備における上位計画としての緑の基本計画の位置づけが強化されました。

これまでやや手薄であった緑化推進に関する制度が充実しました。

〈参考〉「新潟市緑の基本計画'98」の概要

【策定年度など】

・平成10年度策定

※平成17年度を当面の目標とし、概ね20年間の長期的な計画

【基本理念】

『次世代に誇りを持って引き継げる、
水と緑の回廊づくり』

～詩情豊かな快適環境都市の創造に向けて～

【基本的な方向】

- ① 都市の環境を守る『保全』
- ② 緑のオープンスペースを増大する『創出』
- ③ 都市防災機能を向上させる『安全』
- ④ 市街地に緑を効果的に演出する『景観』

【基本施策と具体目標】

・「公園緑地」「公有地」「民有地」「その他」の4つの区分を設け、16の基本施策と31の具体目標を掲げ、88の個別施策を展開



I. 公園緑地ほか～緑の拠点～

- (1) まちと自然との調和
 - 1) 自然地の保全
 - 2) 水環境の維持と向上
- (2) 公園緑地の計画的な配置
 - 3) 都市公園の整備促進
 - 4) 民有地の公園的な活用
- (3) 公園緑地の魅力の向上
 - 5) 豊かさを実感できる緑豊かな空間づくり
 - 6) バリアフリー公園の整備
 - 7) 公園づくりへの市民参加
- (4) 緑による快適な生活環境の確保
 - 8) 都市全体の防災性の向上
 - 9) 都市防備林の強化・保全

II. 公有地～緑のネットワーク～

- (5) 道路の緑花
 - 10) 緑の回廊の骨格として形成
 - 11) 健全に育成できる植栽地の確保
 - 12) 街路樹としての質の向上
 - 13) 魅力ある街路樹の維持
- (6) 水辺の緑花
 - 14) 緑の回廊の骨格を形成
 - 15) 水辺環境の保全
- (7) 公共公益施設の緑花
 - 16) 公共公益施設の緑花推進

III. 民有地～緑への参加～

- (8) 樹木・樹林の維持と保存
 - 17) 個々の樹木の保存
 - 18) 地域や地区としての保存
- (9) 緑地協定の拡大
 - 19) 緑地協定の促進と支援
- (10) 大規模な民間施設の緑花
 - 20) 民間施設の緑花促進
- (11) 公開空地の緑花
 - 21) 公開空地による緑地の確保
- (12) 緑花助成制度の拡充
 - 22) 緑花助成制度の拡充

IV. その他～緑への協力～

- (13) 市街地開発等における緑花
 - 23) 緑あふれる市街地の形成
 - 24) 地区計画等と連動
- (14) 田圃の多面的利用
 - 25) 田圃との共存
- (15) 緑のリサイクル
 - 26) 樹木のリサイクル
 - 27) 剪定枝などの廃材リサイクル
 - 28) リサイクル意識の醸成
- (16) 市民と行政のパートナーシップ
 - 29) 緑への関心を広げる
 - 30) 緑をとおして市民とふれあう
 - 31) 市民とともに緑を育てる

【達成状況の評価】

- ◎公園整備の推進や、市民の緑化活動の推進、イベント・コンクールなどによる意識高揚などに係わる取組みについては多数実施している
- △市街地における緑の保全・創出や、公共施設の緑化推進など、まちのみどりに関する取組みがやや遅れている
- ⇒ より実効性のある施策の推進、部門間を横断的に連絡する体制づくりなどが課題

I. 公園緑地ほか～緑の拠点～

具体目標3：都市公園の整備促進

◎公園整備は用地確保が比較的容易なものに限られるが、着実に増加している

(H12黒埼町合併時：642公園 → H16広域合併前：700公園)

△住区基幹公園など、旧来からのまちの中における適正配置に基づく公園整備は、用地の確保が困難なため、思うように推進できていない

具体目標4：民有地の公園的な活用

◎地主からの申し出により、借地公園の整備を推進している (H12:64公園→H16:72公園)

△市民緑地契約の締結は実績なし

II. 公有地～緑のネットワーク～

具体目標10・14：緑の回廊の骨格を形成

△狭幅員道路などにおける緑化が進んでいない

◎やすらぎ提、阿賀野川緑地整備など、水辺の緑化を推進している

具体目標16：公共公益施設の緑花推進

△建設時における協議で緑化を要請するものの、思うように推進できていない

(H10年：前回計画策定以降30%の緑化を創出した実績なし)

※ 参考：最も努力した施設→市民病院で25%の創出。

III. 民有地～緑への参加～

具体目標19：緑地協定の促進と支援

△新たな開発により形成されたまちにおける締結は多数の実績があるものの、旧来からあるまちにおける実績がない

具体目標22：緑花助成制度の拡充

◎生垣設置奨励 (H12:50件→H16:65件)、緑化活動推進事業 (H17より事業化：H19:245団体) など、助成事業の実績は多い

IV. その他～緑への協力～

具体目標30：緑を通して市民とふれあう

◎緑への市民参加を促すイベントを多数実施している

(市民記念植樹、萬代橋チューリップフェスティバル、みどりの日緑化の集い、中国庭園天寿園・秋の記念緑化の集い、他)

◎緑花コンクール (毎年秋に実施) などにより緑化活動を顕彰し、緑化に対する関心の高揚を図っている

具体目標31：市民と共に緑を育てる

◎緑化活動に対する助成事業 (H19:245団体) により、多くの市民団体が緑化活動に参加している

◎各種イベントなどによる市民への緑化機会の提供を活発に実施している

(3) みどりの基本計画について

みどりの基本計画とは、都市緑地法第四条に規定する計画で、緑豊かで快適な都市を形成していくことを目指し、緑地の保全から公園の整備、民有地の緑化の推進までの全般について、将来のあるべき姿とそれを実現するための方策を示す計画です。

現在の新潟市は、市域の拡大により市内を取り巻くみどりの多様化や、市街地のみどりの減少が問題となっていることから、新たにみどりの施策を展開する計画を策定する必要が出てまいりました。

1) みどりの対象

新潟市においては里山など面的に広がりを持つ「緑（樹林など）」は非常に少ない状況です。一方、信濃川や阿賀野川に代表される河川や、福島潟、鳥屋野潟、佐潟などの「水面」は、市域のいたるところに豊富に存在しています。

「緑」と「水面」は良好な都市環境を形成する上で欠かせない要素であり、環境緩和や生態系の保全、美しい景観形成などの機能面で共通する部分も多い要素です。

■「緑」と「水面」の主な機能

	緑（植生・公園緑地など）	水面（河川・潟など）
環境の緩和・改善	蒸発散作用や日陰をつくるなど、地表面の温度を下げる	海風を内陸に導くなど、風のみちとして冷涼な風を運ぶ
生き物の生息空間	動植物の生息・生育拠点として多様な生態系を形成	野鳥や水生生物、水辺の植物などの生態系を形成
レクリエーション活動	公園・緑地、市民農園、森林など、多様なレクリエーションの場	親水空間などの水際は生活に潤い、やすらぎを与える場
美しい景観・景色の形成	緑豊かな景観を形成し、山地や丘陵の緑は様々な景色の背景として地域景観の根幹を担う	河川・潟・水田の景観は、かつて大部分が湿地であった新潟市の原風景として位置づけられる

かつて、市域の大部分が湿地であった新潟市のなりたちから考えても、「水面」は新潟市にとって非常に重要な要素です。

今日まで新潟市ではこの「水面」も「緑」と同様に貴重な自然的要素として、保全と育成に努めてまいりました。平成10年に策定された「緑の基本計画」(前回計画)、さらにその前身である「緑のマスタープラン」においても、「水面」を貴重な「みどり資源」として位置づけています。

今回策定するみどりの基本計画においても、「水面」を「緑」と同様に取り扱います。したがって、里山や農地、公園など、植生により覆われた『緑』に、河川や湖沼などの『水面』を含めて『みどり』と称して、みどりの基本計画が取り扱う対象とします。

■ みどりの基本計画で取り扱う「みどり」の範囲

「緑」……里山・農地・草地などの植生に覆われた土地、公園や公共施設の緑地、屋敷林など民有地の緑地
「水面」…河川・潟などの湖沼の水面、またこれらと一体となった水辺の植生や親水空間

2) 基本計画の位置づけ

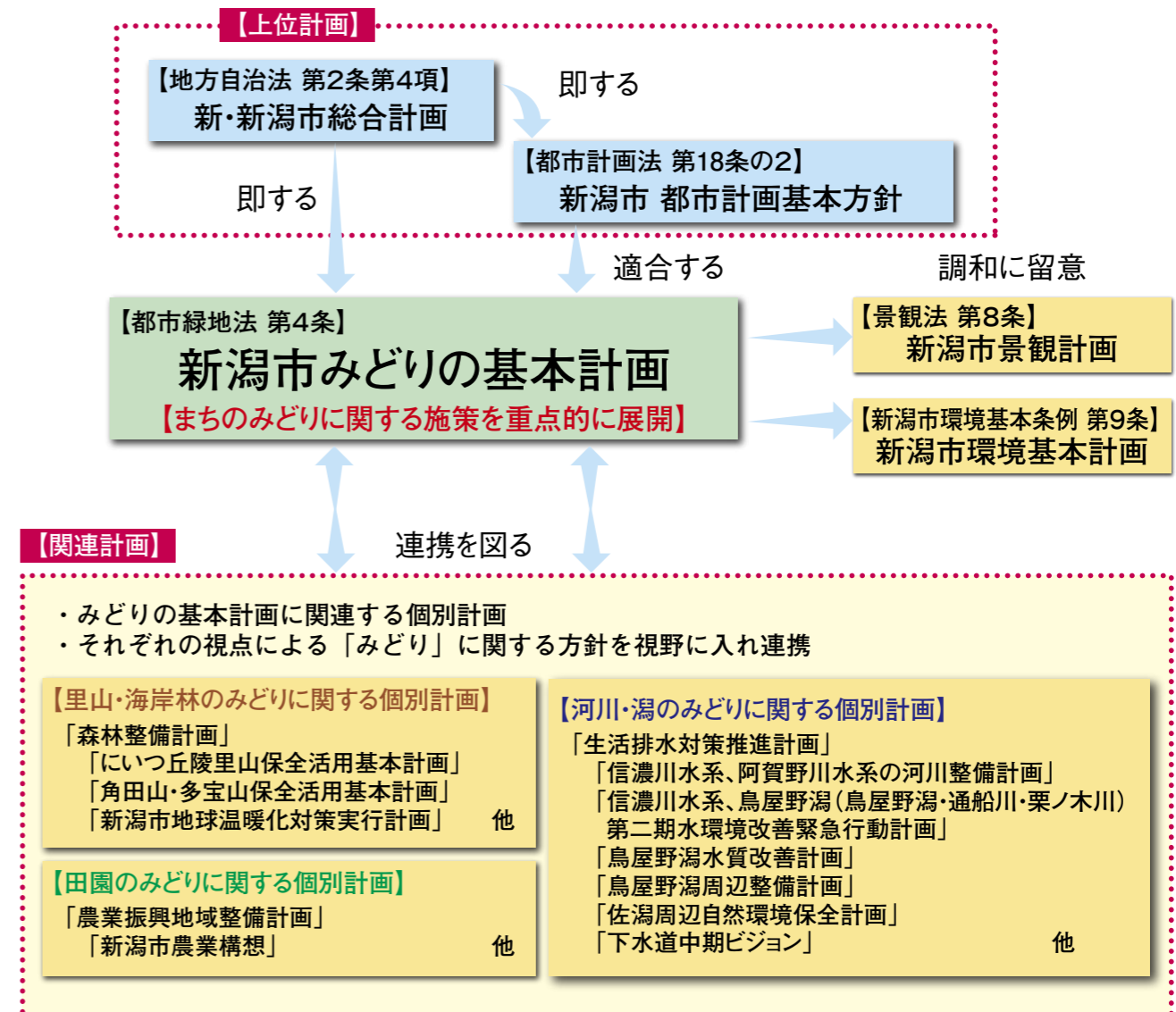
みどりの基本計画の策定にあたっては、新潟市のまちづくりにおける総合的な計画である「新・新潟市総合計画」や、都市づくりのあり方を示す「新潟市 都市計画基本方針」を上位計画として整合を図ります。

なお、「新潟市 環境基本計画」や「新潟市 景観計画」など、それぞれの視点でみどりを取り扱う関連計画との調和にも留意しながら策定します。

みどりの基本計画は、新潟市全体を視野に入れ、水と緑の保全・活用及び、緑地の創出、緑化の推進など、今後のみどりに関する政策の総合計画としての役割を担っています。

なかでも今回の計画は、市街地のみどり不足から【まちのみどり】に関する施策を重点的に展開していきます。【里山や海岸林】、【河川や潟】、【田園】の保全・活用については、林務行政、河川行政、環境行政、農業行政など、各々専門分野において個別の計画で施策が展開されていることから、それらの各計画と調整、整合を図るなど、連携して施策展開を進めていきます。

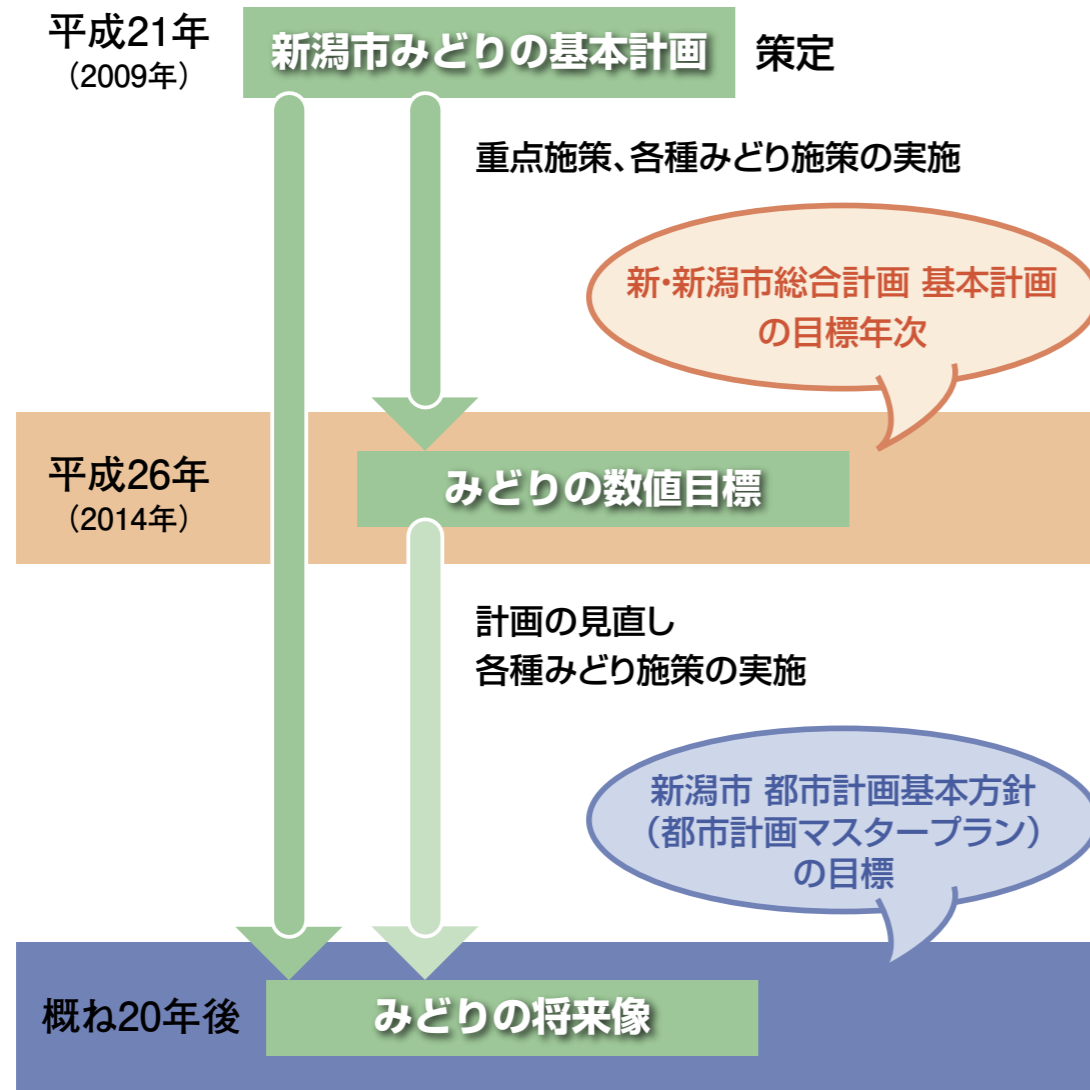
今後のみどり政策が着実かつ円滑に推進できるように、上位計画により定められたみどりに関する各々の計画について下記のとおり体系的に整理します。



3) 目標とする年次

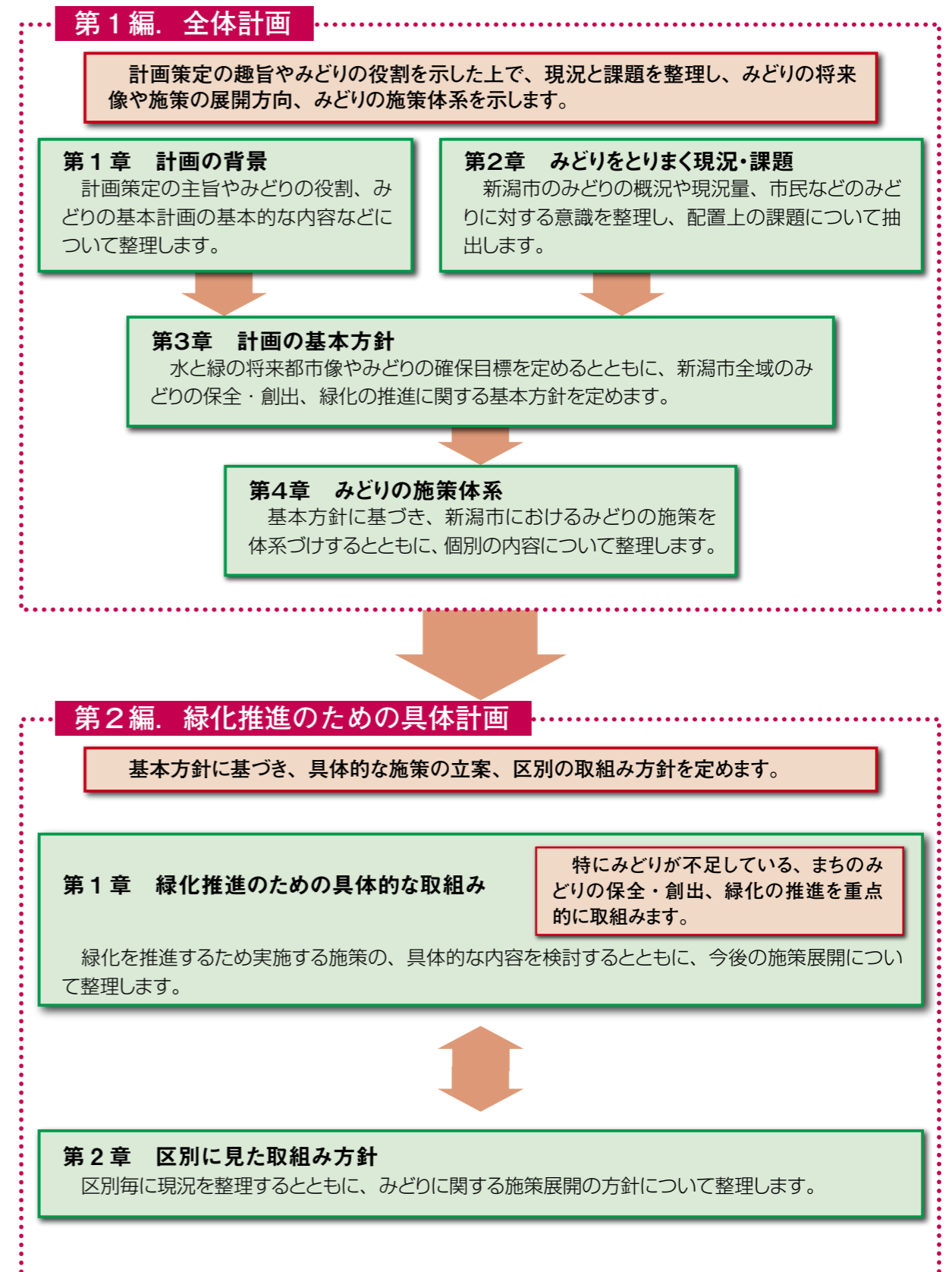
新潟市の「将来の望ましい姿」に関して、「新潟市 都市計画基本方針（都市計画マスタープラン）」との整合を図り、現時点での長期的な展望を持ちながら、概ね20年後（平成40年、西暦2028年）の姿を示します。

なお、「新・新潟市総合計画」の最終年次である平成26年（西暦2014年）をみどりの数値目標と設定し、緑化の推進に努めます。



4) 計画の構成

第1編では、みどりに関する全般的な現況把握や方針の設定を行います。この方針に基づき、第2編では、みどりの保全や創出、緑化の推進を図るための具体的な施策を検討します。



5) まちの範囲

新潟市みどりの基本計画では、みどりが不足しているまちを中心に、みどりの保全や創出、緑化の推進に関する具体的な施策の展開に取り組めます。

このまちの対象範囲として、①市街化区域及び用途地域、②これに隣接するみどり資源の2つを位置づけます。

① 市街化区域と用途地域

都市計画区域の市街化区域（非線引き都市計画区域においては用途地域）は、積極的に都市的な土地利用を進める地域であり、まちの基本となる部分です。

② 市街化区域及び用途地域に隣接するみどり資源

市街化区域と隣接する区域（市街化調整区域及び、非線引き都市計画区域においては用途白地地域）にも、保安林や風致地区、河川、公園緑地などのまとまったみどり資源が存在しています。公園などは市街化区域の外にあってもまちの住民の日常生活と密接に関連し、保安林や河川・潟については、まちの環境を保全・維持するみどりとして存在しています。

本計画ではこのような実態を考慮して、市街化区域に隣接するまとまったみどり資源も、まちの一部として位置づけます。

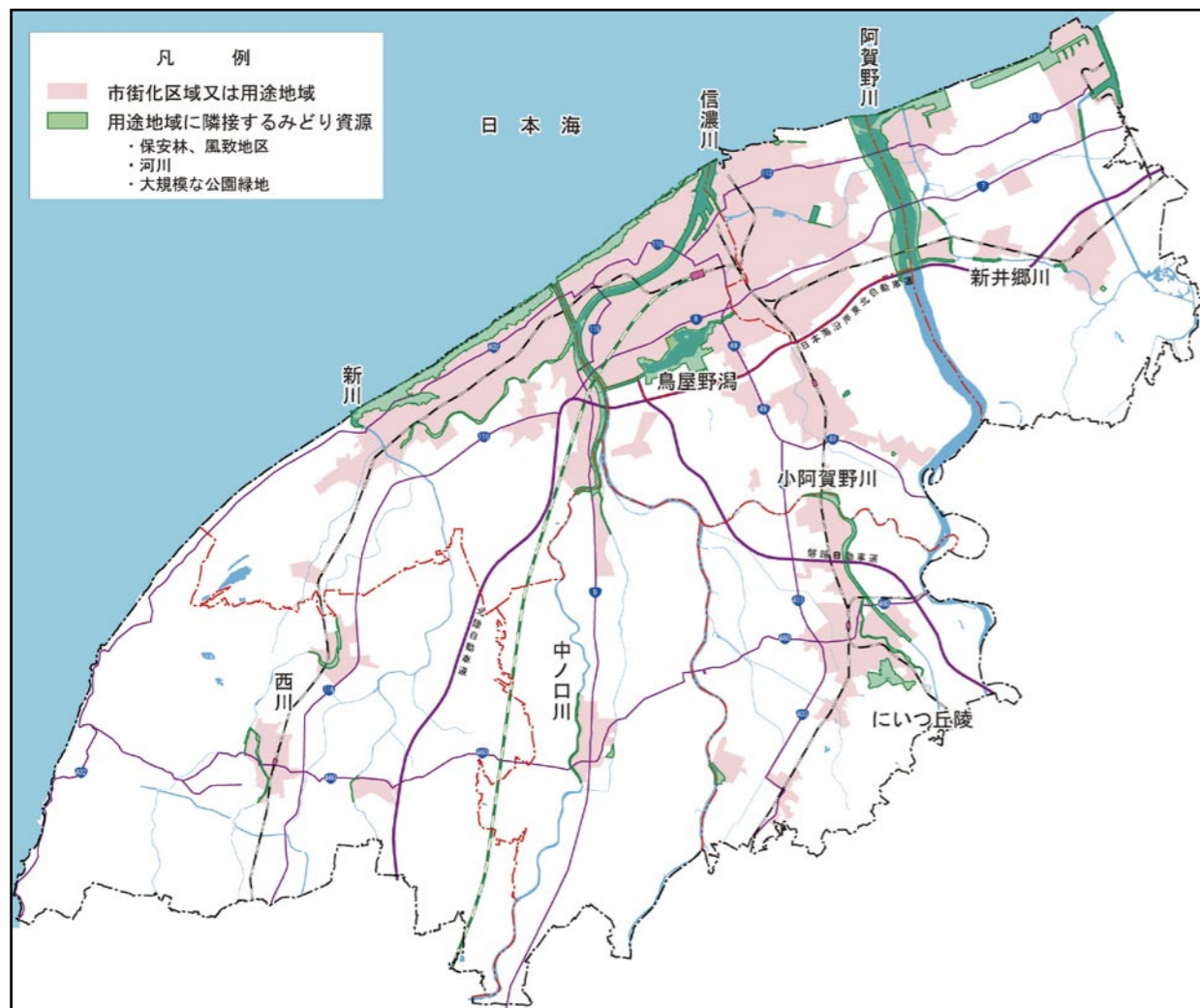


図 まちの対象範囲

(4) 「みどり」の役割

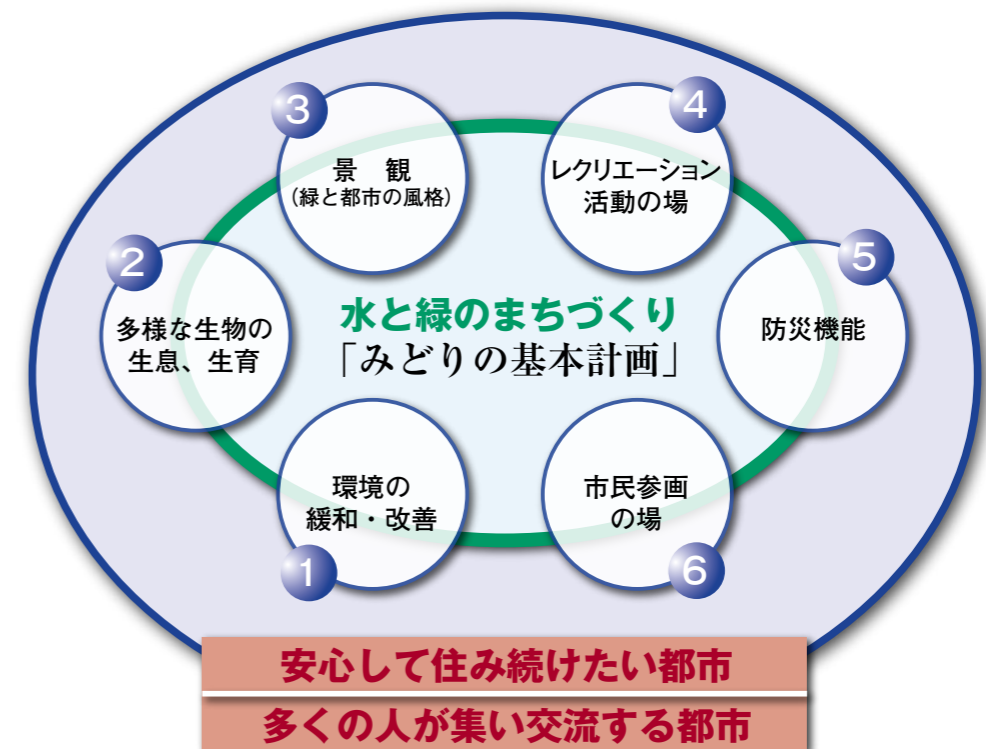
全国的に見ても市街地の緑地の減少はかつての速度に比べるとやや沈静化したものの、大都市を中心にまちやその周辺でのミニ開発などは依然として止まらず、丘陵地や斜面地の緑地、屋敷林、農地などの緑は減少を続けています。（国土交通省資料より）

これは「みどり」を失うのはたやすく、創造や維持管理には多大な努力と投資が必要であることを示しています。昨今、国内外を問わず他都市をみると、長い歴史の中で弛まぬ努力を続け、「みどり」を守り・育ててきた都市が繁栄を築いているようです。

一方、少子高齢化が進行している現在、生産労働力の減少、社会資本ストックの維持管理費や更新需要の増大を考えると、「みどり」の保全・創出に関して潤沢な投資を望むことは非常に難しい時勢と言えます。しかし、私たちはこの時代に生きる市民の義務として、重要な社会資本である「みどり」を保全・創出し、次世代に継承していかねばなりません。

現在、地球規模で環境問題が取り上げられています。私たちの住む都市を利便性だけでなく、自然と調和した快適で豊かな生活空間にしていくことは、今日の最も重要な課題と言えるでしょう。特に、新潟市が標榜する“大地と共に育つ田園型拠点都市”“安心と共に育つ暮らし快適都市”を実現するためにも、「みどり」を私たちと自然とが共生するための基盤として、建物や道路などと同じように都市に不可欠な社会資本、環境インフラとして位置付ける必要があります。

「みどり」は、人々の豊かな生活を生み出していくために、精神面、物質面ともに多様な役割を担っています。新潟市の特性やまちづくりの方向から、「みどり」には大きく6つの役割が求められます。



① 環境の緩和・改善

市街化の進展に伴う自然要素の減少やエネルギー消費の増加によって、多くの都市でヒートアイランド現象が生じています。新潟市も例外ではなく、都心周辺部やまちなかの温度は郊外に比べて高くなっています。

ヒートアイランド現象の原因は複合的なものですが、都心周辺部やまちなかのエネルギー消費量が高く、空調設備などからの排出熱量が多いこと、鉄、ガラス、コンクリート素材でつくられた建物が多く、地表面もほとんどアスファルトなどで覆われ熱が放出できないことが主要因とされています。

これに対して緑は、樹木や芝生などの蒸発散作用や日射反射率が大きいことから、アスファルト面などに比べて温度が低く保たれるとともに、日陰をつくることで地表面の温度を下げる効果があります。したがって、都心周辺部やまちなかにおいてオープンスペースを確保したり、建物の屋上や壁面の緑化を進めていくことが、ヒートアイランド現象の緩和に役立つと考えられます。また、まちの中を流れる河川や海から伸びる道路に沿って緑を増やしていくことで、風のみちとして海や川からの冷涼な風を運ぶことができます。

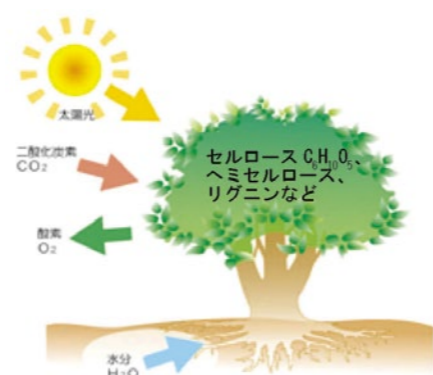


緑地・緑化による冷却効果（クールアイランド）

資料：国土交通省パンフレット
「環境の世紀」における公園緑地の取組みより

一方、緑には、酸素の供給や大気中の浮遊物の吸着、雨水の保水機能など、気候や水循環をコントロールする「都市の肺」としての働きもあります。特に、地球温暖化防止のためのCO₂の吸収源として緑が重要な役割を持っています。

また、新潟市にはまちに近接して信濃川・阿賀野川、鳥屋野潟に代表される大規模な水面が存在しています。この豊かな水がまちの温度を下げ、ヒートアイランド現象を緩和し、まちの生活環境を保全する役割を担っています。



樹木がCO₂を吸収・固定するしくみ

資料：国土交通省パンフレット
「環境の世紀」における公園緑地の取組みより

② 生き物の生息空間

人類が地球上で存続するためには、多様な生物が生息・生育する生態系を保持することが不可欠です。

こうした生態系を支える基盤となるのがみどりです。まとまった樹林地、河川などの水辺や大規模な公園緑地などは、野生生物の生息・生育拠点として重要な役割を果たしています。また、街路樹や住宅の庭、ビルの公開空地や街かど広場などは、小さくても緑があることで多様な生物の生息地となったり、連続することで小動物や昆虫の移動のための回廊にもなります。

新潟市は都心周辺部に近接する海岸林や鳥屋野潟、まちの中を流れる多くの河川、都心部から少し離れますが角田山・多宝山やいつ丘陵の里山、ラムサール条約湿地の佐潟や、オニバスが自生しオオヒシクイが飛来する福島潟など、大規模な都市としては比較的生態系が豊かなみどりが存在しています。都心にも野鳥やトンボがやってくる環境をつくるためには、この豊かな環境を維持するとともに、生物の生息・生育環境を一つの面として保全し、相互に結びつけた生態系のつながり（ネットワーク）をつくる必要があります。



参加体験型環境教育プログラム

資料：国土交通省パンフレット

「環境の世紀」における公園緑地の取組みより

③ 美しい景観・景色の形成

景観は建築物や道路などの人工的施設のほか、緑・水などの自然的要素、さらには市民生活・文化・歴史などを反映した都市の雰囲気をも含めて、都市の表情を表すものともいえます。

日本人の美意識の中では、変化に富んだ自然の風景が高く評価され、人々がふるさとと考える原風景、心象風景には、山や川といったみどりとともにある風景が多くあげられます。

建物をはじめとする人工的構造物が大半を占める現在のまちの中においても、みどりがあることで心がやすらぎ、みどりはそのまちの個性や文化を印象づける重要な景観要素となっています。

また、みどりがつくる山や丘、湖畔あるいは並木道などは、まちの骨格として表情豊かな都市イメージをつくりだします。特徴的な街路樹や街角、交差点の大木、沿道の花などは、まちの目印（ランドマーク）やシンボルとなって、人々を誘導し、まちの個性を感じさせたりしているのではないのでしょうか。

新潟市は日本海に面し、各まちなかを包み込むように広大な田園が広がり、信濃川・阿賀野川に代表される多くの川が流れています。

これらが私たちの暮らしにやすらぎを与えていることは言うまでもありませんが、さらに、まちの中に点在する大規模公園や河川緑地のみどり、特徴的な街路樹などのみどりも、新潟市独自の景観形成に重要な役割を果たしています。



上堰潟公園



信濃川

④ レクリエーション活動の場

人間は先天的に、みどりを見てふれあうことで精神的な豊かさや充足感を得ることができます。このみどりを介した生きた自然とのふれあいは、日常生活に生じるストレスや疲れをいやす絶大な効果を持っています。またみどりは、大自然の営みや息吹を伝える“アンテナ”として、多様な生命や環境との共存感を呼び起こし、人々に活力をもたらす働きもあります。

こうしたみどりをもたらす様々な効用によって、人々は知らず知らずのうちに散策やジョギングのコースに街路樹のある通りを選び、みどり豊かなオープンスペースをもつ公園で休日のレクリエーションのひとつを過ごしています。みどりはレクリエーションの場としても重要な役割を持っているといえます。

また、高齢者や子供をはじめとする多くの人々の休養、健康、体力づくりの場として、公園や森林、市民農園などのみどりが果たす役割はますます増大しています。



亀田公園

⑤ 災害防止、避難活動の拠点（防災機能）

多くの人々が集まり、活動する都市は、地震、火災、風水害などの災害が起こると大きな被害が生じる危険性を常にはらんでおり、一夜にして多数の人々の生存をおびやかす状況も想定されます。記憶に新しいところでは、平成7年の阪神・淡路大震災や平成16年の新潟県中越前大震災などがあります。こうした不意に襲ってくる災害に対する対策を念頭においたまちづくりが必要であり、みどりは、大震火災などの災害発生時において避難地や避難路、防災拠点になるなど、防風、防火、土砂流出・崩壊防止、洪水の緩和などの重要な働きを持っています。

とりわけ防火に対しては、樹林に含まれている水分が火災時には水蒸気として放出され、燃焼を抑制すること、樹冠の枝葉のすき間に背後の冷たい空気が入り込んで熱交換がなされることなどから、火災の延焼を防止する機能があります。

一方、海岸部の保安林は台風や暴風雨から家々の田畑を守り、里山は土砂流出防止や洪水調節に役立っています。住まいの近くの公園が、災害時の避難地や防災基地となるなど、きわめて有効な防災機能を担うことになるのは言うまでもありません。



広域防災拠点にもなる鳥屋野潟公園

⑥ 参画社会への対応（市民参画の場）

平成16年の都市公園法の改正により、市民やNPO、事業者など、公園管理者以外の個人や団体が主体となり、公園の維持や管理を行うことが容易になりました。

公園の維持・管理に多様な主体が参画することにより、公園施設の設置・管理が一層推進されるとともに、地元に対する愛着や誇り・地域コミュニティの醸成、高齢者の活躍の場が創出されるなどの効果が期待されています。



WAZA!アダプトプログラム MIDORI!アダプトプログラム
新潟市の公園アダプト活動